

## 学生航空公益基金規則

### (目 的)

第1条 公益財団法人日本学生航空連盟（以下学連）は公益事業の執行を確保する為、公益財団法人日本学生航空連盟特定資産管理規程に基づき、特定資産として「学生航空公益基金」を設定する。

### (使 途)

第2条 基金の使途は以下の事業実施に限定する。

- (1) グライダースポーツの教育訓練
- (2) グライダースポーツ競技会開催
- (3) 航空スポーツの普及啓蒙
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (繰 入)

第3条 学連は、以下の資産を特定資産として繰入れる。+

- (1) 「学生航空公益基金」として寄付を受けた資産
- (2) 理事会が決定するその他の資産

### (支 出)

第4条 学生航空公益基金の支出は理事会が行う。

付則：この規則は2012年11月17日から施行する。